

法務局川本支局の統合のお知らせ

松江地方法務局川本支局は、平成22年3月23日(火)に松江地方法務局浜田支局に統合いたします。

また、会社・法人登記事務は、平成22年3月23日(火)から松江地方法務局登記部門での取扱いに変更します。

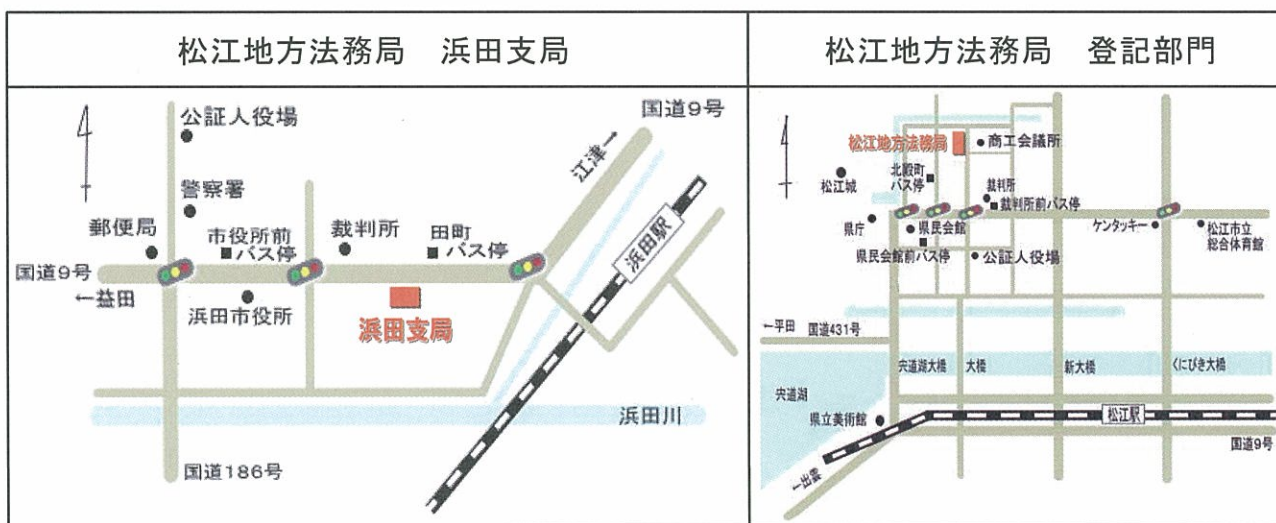
これに伴い川本支局が取り扱っております川本町、邑南町、美郷町の各種事務は、次のとおり変更になります。

<p>土地・建物などの不動産登記事務 戸籍事務，供託事務，人権擁護事務 会社・法人の登記事項証明書・印鑑証明書交付事務</p>	<p>松江地方法務局浜田支局 〒697-0026 浜田市田町116-1 浜田法務合同庁舎 Tel 0855-22-0959</p>
<p>会社・法人に関する登記事務 (登記申請・相談等)</p>	<p>松江地方法務局登記部門 〒690-0886 松江市母衣町50 松江法務合同庁舎 Tel 0852-32-4220</p>

土地・建物の登記事項証明書、会社・法人登記事項証明書及び印鑑証明書の交付事務は、最寄りの法務局(支局)でも取り扱います。

また、登記の申請、登記事項証明書等の請求は、郵送又はオンライン(「法務省オンライン申請システム」<http://shinsei.moj.go.jp/>)でもできます。

松江地方法務局浜田支局・出雲支局の会社・法人に関する登記事務についても、平成22年3月23日(火)から松江地方法務局登記部門に変更します。



詳しくは、下記までお尋ねください。

松江地方法務局 総務課 Tel 0852-32-4200

松江地方法務局 川本支局 Tel 0855-72-0139 (3月19日まで)